第九十一条の百二十五の二第一項	法第二十三条の三十二の二第一項前段	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項前段
第九十一条の百二十五の第二項	法第二十三条の三十二の二第一項後段	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項後段
第九十一条の百二十五の三第一項	法第二十三条の三十二の二第一項第一号	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項第一号
第九十一条の百二十五の四第一項	法第二十三条の三十二の二第一項第二号	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項第二号
第九十一条の百二十五の五第一項	法第二十三条の三十二の二第一項第三号ハ	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項第三号ハ
第九十一条の百二十五の六第一項	法第二十三条の三十二の二第三項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第三項
第九十一条の百二十五の七第一項	法第二十三条の三十二の二第一項後段	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第一項後段
第九十一条の百二十五の十一第一項	法第二十三条の三十二の二第六項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第六項
第九十一条の百二十五の十二第一項	法第二十三条の三十二の二第六項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第六項
	法第二十三条の三十二の二第三項	法第二十三条の三十九において準用する法第二十三条の三十二の二第三項
第九十一条の百二十五の十二第二項	法第二十三条の二十五	法第二十三条の三十七
（略）	（略）	（略）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）